

男性も増加！ 脱毛エステのトラブル

全国の消費生活センター等には脱毛エステについての相談が多く寄せられています。契約当事者の年代は10～20歳代の割合が高く、女性が多いものの最近では男性からの相談も増加しています。

【相談事例】

SNSで「ひげ脱毛が月額約1,000円」「全身脱毛が約3,000円」とうたう広告が表示され、エステ事業者のサイトで予約をした。エステサロンに行くと、ひげや脱毛したい部分を選べる50万円のコースを勧められた。高額だったため、広告掲載のひげ脱毛を受けたいと申し出たところ、「納得のいく脱毛をする場合は、これくらいの料金がかかる」と言われ、契約した。クレジットの分割払いは36回払いで、分割手数料が付き総額約60万円だった。大学生のため支払っていくことが難しい。クーリング・オフしたい。

メンズ脱毛
月額約1,000円



《トラブルを防ぐには・・・》

- 「お試し施術」「月額〇〇〇円」などの低価格の広告をうのみにしない。
- 強引に契約を迫られてもきっぱりと断る。
「割引は今日だけ」などとせかさされる場合もありますが、不安を感じたらきっぱり断りましょう。
- 契約は慎重に検討する。
分割払いの場合は、手数料を含めた金額や分割払いの期間を必ず確認してください。
契約にあたっては、施術内容や契約条件について契約書面等と突き合わせて理解できるまでしっかりと説明を受けましょう。
- クーリング・オフができる場合があります。
契約から8日間のクーリング・オフ期間を過ぎても、中途解約をして返金を求めることができる場合があります。
- 少しでも不安に思ったら、早めに消費生活センター等に相談する。
4月から成人年齢が18歳に引き下げられました。解約する場合は、成人した契約者本人からの申し出が必要になります。





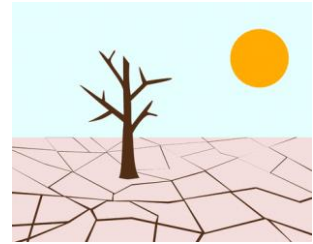
目標 15 陸の豊かさも守ろう

【 シリーズ SDGs 7 】

～陸の生態系を守るため、砂漠化の防止や絶滅危惧種の保護に努める～

□ 世界ではこんな問題が起きている

世界の森林は減少を続けており、特に南アメリカやアフリカなど途上国の森林が減少しています。



□ 森林資源を守ろう

世界的に減少傾向にある森林資源を守るために、機会を見つけて植林などを行う森林ボランティア活動などに参加しましょう。また、成長過程で伐採される間伐材を利用した製品や、適切に管理された森林の木を使っていることを認証するマークなどのある製品を購入することも間接的な自然保護活動になります。



「消費生活出前講座」について

講師が地域へ出向いて、悪質商法や契約トラブルに関する相談事例の紹介、トラブルへの対処法など、消費生活に関する知識を分かりやすくお伝えします。**費用は無料**ですので、ぜひご利用ください。

※講座依頼書を提出いただきますが、まずはお電話でお申込みください。



9月・10月の無料法律相談会

9月 6日(火) 13:30～15:30
10月 4日(火) 13:30～15:30

業者との契約トラブルや借金問題などについて、弁護士による専門的なアドバイスが**無料**で受け取ることができます。秘密は守られますので安心してお申込みください。

【場 所】 最上総合支庁

【時 間】 お一人様30分となります

※事前にお電話でご予約をしてください。

最上消費生活センター

TEL 0233-29-1370
FAX 0233-23-2605

〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034 (最上総合支庁 1階)

《受付時間》月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

ホームページは「最上消費生活センター情報」で



消費者ホットライン188で、最寄りの消費生活センターにつながります。